

## 淀川河川公園 西中島・十三野草地区の現況特性、課題及び公園整備計画（素案）

	ページ数
1. 西中島・十三野草地区の現況特性 . . . . .	1
2. 西中島・十三野草地区の課題 . . . . .	2
3. 西中島・十三野草地区の整備方針（素案） . . . . .	3
4. 西中島・十三野草地区の整備方針図（素案） . . . . .	4
5. 西中島・十三野草地区の整備内容（素案） . . . . .	5
6. 西中島・十三野草地区の整備計画図（素案） . . . . .	6

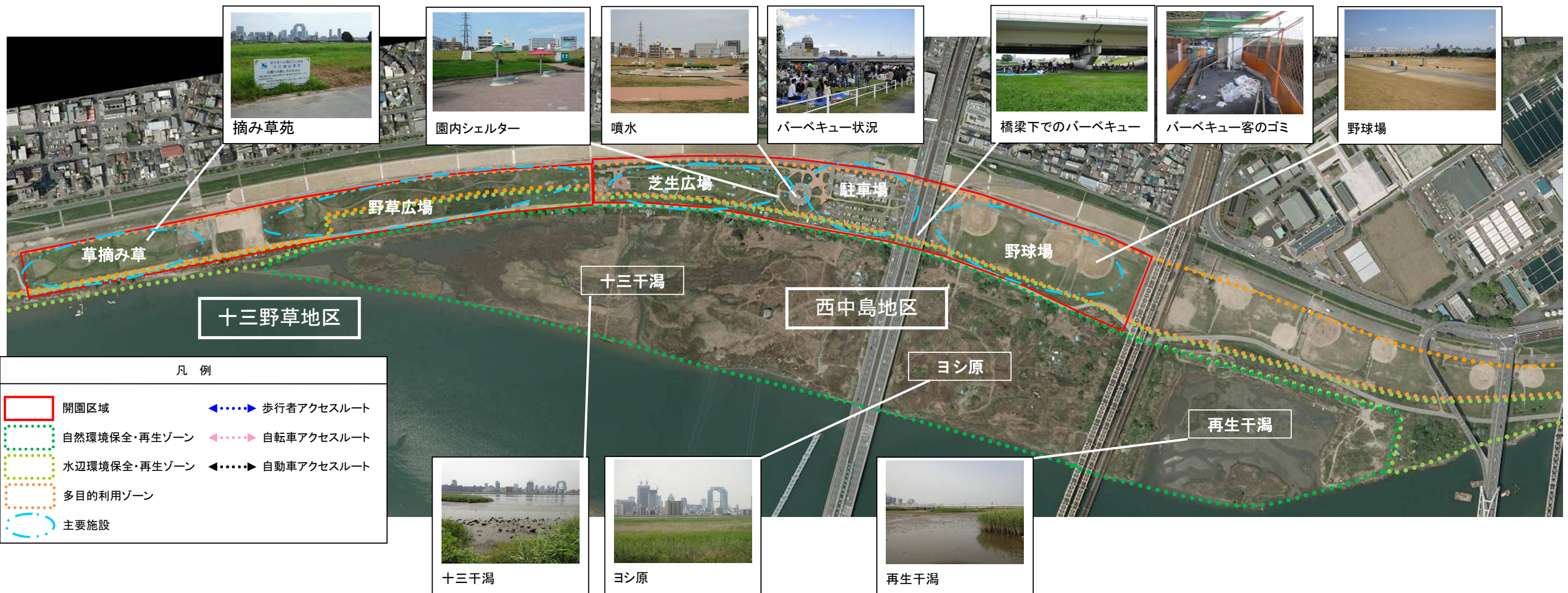
# 1. 西中島・十三野草地区の現況特性

## 年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
西中島地区	平成 23 年度年間利用者数 467,057 人 (野球場 28,847 人) ※( )は内数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場: 3 面</li> <li>・駐車場: 130 台(常設) 40 台(臨時)</li> <li>・管理所: 1 箇所</li> <li>・トイレ: 6 基(うち身障者用 1 基)</li> <li>・バーベキューエリア</li> </ul>
十三野草地区	平成 23 年度年間利用者数 104,812 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘み草苑、野草広場、池</li> </ul>

## 各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
西中島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の供用区域の大部分が「多目的利用ゾーン」となっている。</li> <li>・供用区域の水面側の帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっており、駐車場・野球場の一部が含まれている。</li> <li>・地区の河川側にヨシ原が広がり「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が下流域では最大であり、年間約47万人に利用されている。</li> <li>・バーベキューエリアが指定されている。</li> <li>・公園の河川側に大面積のヨシ原が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場周辺や野球場等の周辺に6箇所のトイレが用意されている。</li> <li>・園内にシェルターが設置されている。</li> <li>・バーベキューエリアの利用者のゴミの不法投棄や野犬の存在が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。</li> <li>・堤防道路は歩行者・自転車のみ通行できる。</li> <li>・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。</li> <li>・幹線道路からのアクセスの案内サイン等がわかりにくい。</li> <li>・公共交通では、徒歩圏内に西中島南方駅や新大阪駅等がある。</li> </ul>
十三野草地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多目的利用ゾーン」と「水辺環境保全・再生ゾーン」から構成されている。</li> <li>・十三干潟は「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘み草苑が下流側にある。</li> <li>・公園の河川側に淀川で最大の干潟が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都会のビル群と淀川の水面、野草の緑が織り成す独特の景観が楽しめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤内地側の周辺地域からのアクセスは階段のみである。</li> </ul>





## 2. 西中島・十三野草地区の課題（地区会議での主なご意見）

### 摘み草苑

草花園の必要性はあるのかどうか疑問。  
今の草花園のある砂利道を桜の遊歩道にしてほしい。  
河川敷の草花園のコスモスを刈り取って商売している者がいる。

### サイン

野鳥の説明板を設置したほうがよい。  
草木の説明板を設置したほうがよい。  
デザインされたサインをもっと増やす。(野鳥案内サインとか)  
地元だけではなくもっと広域的に情報提供する。

### バリアフリー

高齢者が利用するために階段に手すりが必要。  
堤防に作られた階段への手すり措置は高齢化もあり必要では？

### その他の公園施設

夏場の直射日光を弱めるためにもっと高い木を植えることはできないか？

### バーベキュー

バーベキューエリアは必要か？  
バーベキュー広場が広すぎる。  
サービス（市民）とは考えバーベキューはもう少し縮小（コーナー）すべき。  
バーベキュー等のゴミの後始末の強化すべき。  
バーベキュー広場の有料化を検討するべきではないか？

### 運動施設

スポーツ広場は今以上に増やさない。  
自然にかえす。(芝)  
自然が分断されている。(グラウンド、バーベキュー広場、野草地区)  
野球場などのグラウンドは必要。  
地域（地元）の人が優先して利用できるスポーツ広場に。

### 凡例

整備に関する事項(公園区域内)  
整備に関する事項(公園区域外)  
維持管理に関する事項

### 利用マナー

不法投棄のゴミの多さが問題である。  
野草地区のゴルフ練習している人がいるがこれは危険ですのでやめさせることは出来ないか？  
夏の花火は近所迷惑。夜10時から2時頃までやっている。

### 住民参加

ボランティアの登録。  
地域住民が主体となったプロジェクトチームを作り国土交通省をサポートする。  
地域住民の声を聞いて、住民が望んでいる河川公園にしてほしい。

### 自然環境の保全・再生

ヨシ原や干潟の環境保全を進めるべき。  
干潟は有効に保存すべき。  
ビオトープに変える。  
川から河川敷の自然な変化による連続性。

### 水辺とのふれあい

出来るだけ水辺に近づけるような対策を。  
子供たちが安心して水辺に近づける環境づくりをするべき。  
水辺と人が入りやすいように作り直す。  
河川敷の中に小さな流れを作ってはどうか？

### 野犬

野犬がいるため危険である。  
野犬に対する身の防ぎ方も教えるべき。  
野犬対策 水路から生き物、ヨシ原育成、自然公園へ。

### その他のご意見

公園としての目的とそれに必要な機能を充実していく必要がある。  
多くの人が利用できる河川公園を目指すべき。  
流水の水質だけでなく河原の土質の改良も必要。  
公園単独ではなく周辺地域の街づくりと連動していくことが大切。

子供たちを育む公園のあり方について考える。  
安全安心な活動が出来る場として更なる工夫をしていくべき。  
花火大会に代わる大会を行う。(キャンドルナイトなど)  
公園はどこでもそうだが、手続きが煩雑で利用したくても面倒。

とにかく住民が親しめる淀川にする。  
住民がわかりやすい公園とする。  
住民にわかりづらいことが多々ある。例えば放置したゴミの収集をどうしているかなど。

警察、消防などの通報先が、淀川（河川公園）に行ったらどうなるのかわからない。(堤内地とは管轄が異なる)  
有事の際に行政に連絡する場合、左岸側に連絡することを右岸側に変えられないか？



### 3. 西中島・十三野草地区の整備方針（素案）

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、西中島・十三野草地区の整備方針を以下のように設定します。

#### 淀川河川公園の整備方針（基本計画）

##### （1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

##### （2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

##### （3）淀川らしい利用ができるようにする

###### ①淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

###### ②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

###### ③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

###### ④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

##### （4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

#### 西中島・十三野草地区の特性

- 淀川で最大規模の干潟やヨシ原などの豊かな自然環境が存在する
- 大阪の都心にあり最寄り駅から近く、休日はバーベキュー利用者等で賑わっている
- 老朽化した噴水等の人工的な施設が存在する
- 十三野草地区には摘み草苑が存在している

#### 西中島・十三野草地区の整備方針

##### ◇河川敷から干潟環境までの自然環境の連続性を確保します

- バーベキュー利用等で賑わっている河川敷と、干潟やヨシ原群落との間に緩衝帯を設け、河川敷と水辺との連続性を確保します。

##### ◇干潟やヨシ原を保全しながら、自然と淀川の環境を学び、親しめる場を創出します

- 淀川の特徴的な自然環境である干潟やヨシ原の存在を知り、学び、親しめる場づくりを進めます。

##### ◇多目的に利用できる広場を確保します

- 十三野草地区の摘み草苑の見直しを行い、多様な主体がさまざまな目的で利用できる広場を整備します。
- バーベキューエリアや、多目的広場の利用ルールづくりに取り組みます。

##### ◇淀川と地域の歴史を活かし、伝える公園づくりを目指します

- 十三の渡しなど、淀川とまちとのつながりの歴史について知り、学べる公園となるよう、情報発信に取り組みます。



## 4. 西中島・十三野草地区の整備方針図（素案）





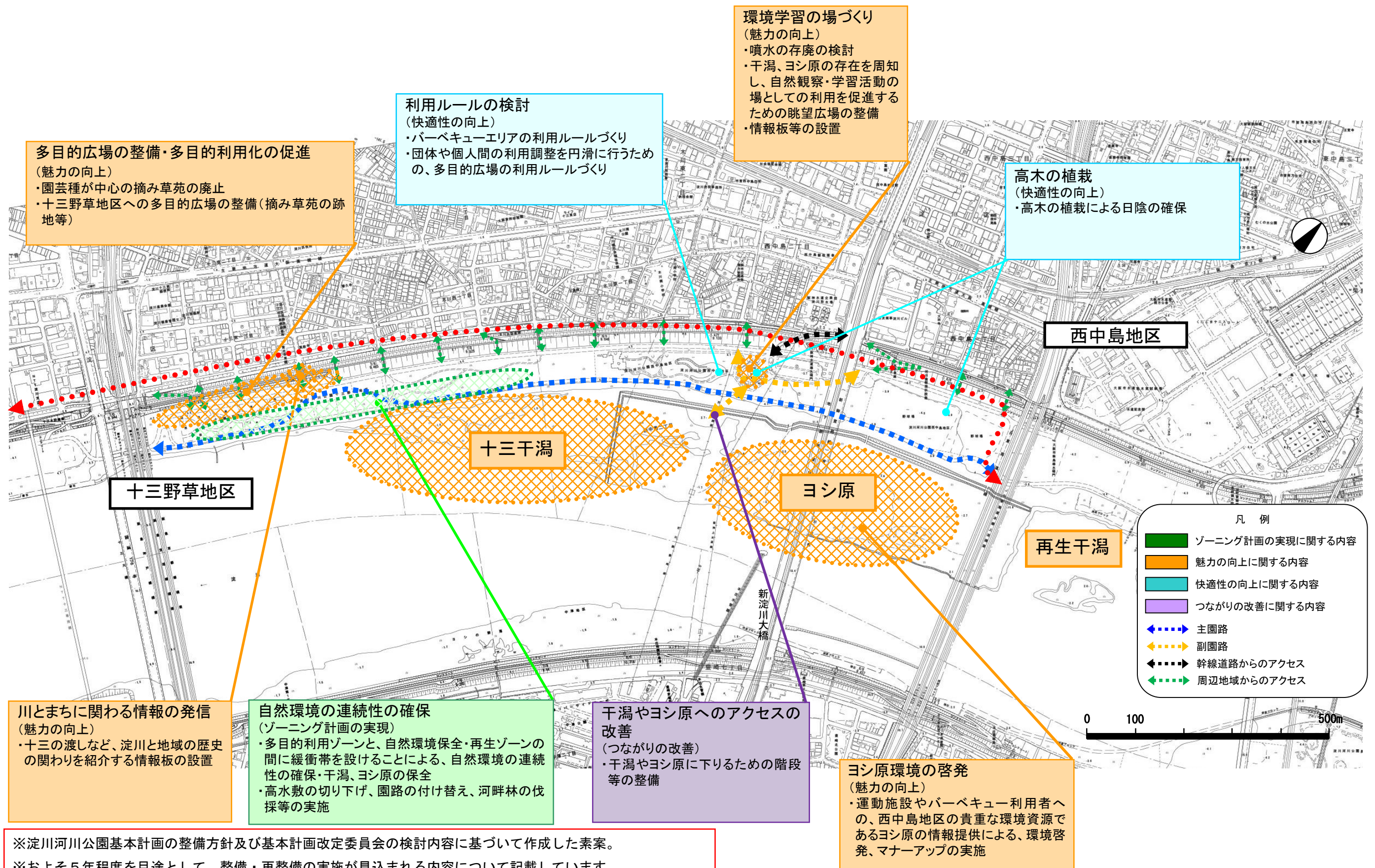
## 5. 西中島・十三野草地区の整備内容（素案）

整備項目	該当項目	整備内容
自然環境の連続性の確保	【ゾーニング計画の実現】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的利用ゾーンと、干潟・ヨシ原のある自然環境保全・再生ゾーンの間に緩衝帯を設けることにより、自然環境の連続性の確保、干潟・ヨシ原の保全を図る</li> <li>・緩衝帯の設置と合わせて、高水敷の切り下げ、園路の付け替え、河畔林の伐採等を行う</li> </ul>
親水空間の整備	【ゾーニング計画の実現】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高水敷の切り下げにより、干潟にふれあえる親水空間を確保する</li> </ul>
多目的広場の整備	【魅力の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸種が中心の摘み草苑を廃止する</li> <li>・十三野草地区に多目的広場を整備する（摘み草苑の跡地等）</li> </ul>
環境学習の場づくり	【魅力の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した噴水、シェルター等を廃止する</li> <li>・干潟、ヨシ原の存在を周知し、自然観察・学習活動の場としての利用を促進する眺望広場を整備し、情報板等を設置する</li> </ul>
川とまちに関わる情報の発信	【魅力の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十三の渡しなど、淀川と地域の歴史の関わりについて解説する情報板を設置する</li> </ul>
干潟やヨシ原へのアクセスの改善	【つながりの改善】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干潟やヨシ原に下りるための階段等を整備する</li> </ul>
ヨシ原環境の啓発	【快適性の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動施設やバーベキュー利用者への、西中島地区の貴重な環境資源であるヨシ原に関する情報提供による、環境啓発、マナーアップを図る</li> </ul>
利用ルールの検討	【快適性の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーベキューエリアの利用ルールづくりに取り組む</li> <li>・団体や個人間の利用調整を円滑に行うため、多目的広場の利用ルールづくりに取り組む</li> </ul>
高木の植栽	【快適性の向上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所に高木を植栽し、日陰を確保する</li> </ul>

※淀川河川公園基本計画の整備方針及び基本計画改定委員会の検討内容に基づいて作成した素案。  
 ※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。



## 6. 西中島・十三野草地区の整備計画図（素案）



※淀川河川公園基本計画の整備方針及び基本計画改定委員会の検討内容に基づいて作成した素案。  
 ※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。